

平成24年第5回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成24年12月11日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（17名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大西徳三郎	17番	遠山利美
18番	鵜飼静雄		

---

欠席議員（1名）

10番 中村重光

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者	古田浩

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	五井淳人
議会書記	白田慶生		

---

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

皆さん、おはようございます。

それでは、これから始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 瀬川治男君と15番 上谷政明君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、一般質問を行います。

12番 若原敏郎君の発言を許します。

12番（若原敏郎君）

皆さん、おはようございます。

質問をさせていただきます。

ただいま衆議院選挙の真ただ中で、それぞれの党が脱原発、TPP、消費税増税、また社会保障についているんな主張を行っておりますが、どの政党が政権をとっても、やはり我々の暮らしが、今、大変なときでございますので、少しでも楽になるように、また安全であるように、経済の立て直しもしっかりやっていただきたいなど、こんなことを思って期待をしております。

それでは通告に従い、順次質問をさせていただきます。

1番目の質問ですが、地域主権改革の流れと本市の対応はということについて、質問させていただきました。

1993年、地方分権の推進に関する決議が採択され、国と地方との役割を見直すことや、国から地方への権限を移譲することなどを通して、自治体の自主性や自立性の強化を目指す取り組みが行われてきました。2009年に政権交代があり、民主党は発想を変え、中央が地方へ分け与えるのではなく、中央政府と地方の政府が対等な立場で、それぞれの権限を持つという考えで地域主権改革へと

進化・加速させるということになりました。2012年度や、また次年度は、どのように本巢市として推進をされていくのかをお尋ねします。

まず1番目としまして、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲はどこまで進んでいるのかということと、地域主権改革は、改革の理念として、事務の実施やその方法を地方議会が定める条例によって決定することなどにより、地方自治体みずからの判断と責任において、行政を実施する仕組みに改められています。

現在、本巢市が進めている事業があるのか、またどのような問題を抱えているのか、また今後、本巢市での権限移譲でよくなること、また押しつけられて困るようなことはあるのか、今の現状についてお尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲ということでの御質問にお答えを申し上げます。

経緯等は、先ほど若原議員のほうからいろいろお話がございましたので、今現在の状況というものにつきまして、御報告を申し上げたいと思います。

国が法令等によりまして、地方自治体の仕事を一律に縛ってまいりました義務付け・枠付けの見直しにつきましては、平成23年5月に第1次、同年8月に第2次の一括法が公布されまして、平成25年度からの条例や体制整備が必要なものにつきまして、現在、全国の都道府県、市区町村において検討作業が今現在行われているところでございます。

本巢市におきましても、現在、公営住宅の整備及び道路の構造などの基準等14の法律に関する条例につきまして、来年3月の議会の制定を目途に、現在準備作業を進めさせていただいております。来年の3月議会には、関係の条例等を提案させていただきたいというふうに思っております。

また、基礎自治体への権限移譲につきましては、第2次一括法により進められているものでございまして、本巢市におきましては、法改正が必要な47の法律と196の項目があるわけでございますが、そのうち本市に関係いたしますは、35の法律、134の項目が本巢市ではその権限移譲の対象になっております。この権限移譲の具体的な業務ということについて、ちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、まず初めは、未熟児の訪問指導というものがございます。これは、未熟児のお子さん宅への訪問指導について、保健所の保健師で行っていたものを、今回、市の保健師が行うということになるものでございます。このことは市民にとって、日ごろからかわりのございます市の保健師の指導を直接受けるということになるというので、大変いいことであろうというふうに思っております。

一方で、身体障害者福祉法では、身体障害者手帳の交付、また障害者自立支援法では、育成医療費の支給認定、また騒音法、悪臭防止法、振動規制法では、騒音、悪臭、振動等に係る規制地域の

指定など、委譲先の職員体制の整備、また専門的な職員配置が必要になるものもございまして、今、申し上げたようなところを、例えば専門的な職員というのが、我々本巢市は今までそういった採用をしてきておりませんので、そういったものをもし権限移譲ということで来ると、そういうものができる職員というのを育成していかなきゃならないというようなことで、市の事務的な負担もふえてくるという業務も今ございます。

いずれにいたしましても、本来の趣旨というのは、やっぱり義務付け・枠付けをなくして、できるだけ基礎自治体であります市町村へ権限移譲をして、そして地域の特性に合った、そして地域住民に直結した行政を進めていただきたいということで進められている仕事でございますので、我々はこの法律改正の意を体して、我々の地域の特性に合った基準づくりとか、業務の採用がふえるということでございますので、市町村の権限強化にもなるということで、我々は一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますし、また、先ほど議員のほうからもお話がございましたように分権の受け皿、執行部だけではなくて、議会も含めた我々全ての基礎自治体の政策力というのが問われているというふうに思っておりますし、これからも関係機関と十分連携をとりながら、この法の趣旨、国会の改正趣旨、そしてまた目的とするものをしっかりと体して推進してまいりたいというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

自治体に対しても、新しく職員を入れないかんということとか、また大変な業務が増すということをお聞きしまして、我々議会のほうも本当にしっかりしなきゃいかんなど、こんなことも思います。

2番目としまして、今後の補助金等の一括交付金化について、先ほど言われました国から地方へのひもつき補助金を廃止し、基本的には地方が自由に使える一括交付金になると聞いておりますが、地域自主戦略交付金等を創設し、平成23年度は都道府県を対象に実施されて、平成24年度は対象事業を拡大し、増設し、政令指定都市に導入されていると聞いておりますが、また25年度はさらに推進されるのか、本巢市へはいつからの予定なのか、それはまだ未定なのか。その場合、従来の国庫補助金の総額は縮減されるのか。また、一括交付金の算定では、現在の交付金と比較して増減はどうなるのか、その見通しをお聞きしようと思いましたが、先日、黒田議員の発言の中から、減るということはお聞きしました。その辺のところを、また市長にお尋ねしたいと思えます。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、補助金等の一括交付金化の動きにつきまして、お答えを申し上げたいというふうに思っております。

地域主権戦略大綱に基づきまして、ひもつきの補助金を段階的に廃止して、それぞれ地方の自由裁量を拡大するためということで、地域自主戦略交付金というのが創設されておるわけでございますけれども、その第1段階ということで、平成23年度から都道府県を対象に9つの事業、そして5,120億円というお金をもって進められてきております。

平成24年度になりまして、都道府県分につきましては、対象事業を少し拡大、増額いたしましたほか、政令指定都市も都道府県と同列に扱うというふうになりまして対象になってまいりまして、18の事業、6,754億円というのが予算化されて、ことし事業が実施されるということでもございます。

平成25年度以降の、当面の次は、我々市町村分のところに入ってくるわけでございますけれども、この辺の動きは、現在国のほうが概算要求では7,093億円というのが計上されているということをお聞きしておりまして、これは地域主権戦略大綱に沿って、段階的に実施を検討されているということで、我々市町村分もそれぞれ対象としているのか、ちょっとその辺が金額ははっきりわかりませんが、今までのところは事項要求という情報しかございませんで、これは金額を明示せずに制度のみ、とりあえず市町村分のそういうところに検討していくというぐらいのことしかわかっていないということございまして、先ほど若原議員のほうから言われた、減るとか減らないかということ、やっぱりちょっと今のところわかりかねております。国庫補助金そのものの総額が削減されるのか、また一括交付化によって、この現在の交付金とどう増減するのかというのが、今現在のところ不明な状況でもございます。

ただ、我々がずうっと市長会も通じて、そして国と地方との協議の場も通じまして、市町村分について、やはり一番市民に直結しているところの部分の行政を担っている市町村分というものについては、減らすことはあってはならないということをずうっと申し上げてきております。もちろん総額を確保すると同時に、減らすことはだめですよということもずうっと申し上げてきておりますし、またそのときに金額を多くつけたとしても、自由裁量のない、要するに義務的になっている国庫補助金を枠の中に入れてふやしましたということのないように、やっぱり自由裁量があるものをしっかりと欲しいということをお願いしておりまして、義務化されたような補助金については、別にこんなものは要りませんよという、そういうことをずうっと申し上げてきております。

いずれにいたしましても、これから5から6年の状況はよくわかりませんが、市町村も対象になった一括交付金化がスタートする前に、しっかりと地方にも説明をさせていただいて、そして総額、そしてまた対象事業の金額が減らないようにしっかりと要求をし、また要望し、またその数字を見守っていきたいし、また国と地方の協議の場でも、しっかりと意見を言っていただくように要望してまいりたいというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

これは、国との今の権限移譲の問題で大変綱引きといいますが、やはり地方に権限が移譲されるならば、それはしっかりとお金のほうの裏づけもしてほしいということでありまして、ぜひ地方のほう頑張っていたきたいと、こんなことを思います。

3番目の質問としまして、先ほど国と地方の協議の場という言葉も出ましたが、国と地方は、地方6団体との協議が進められているということですが、その中で平成25年度の予算編成等に向けて、要望事項といいますが、資料が提出されておりますが、それについての市長の考えと、本巢市が重要であると考えられていることはその中で何か、答えがあれば市長にお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、国と地方の協議の場に関することにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

国と地方の協議をする場につきましては、昨年4月に法制化がなされまして、国と地方が対等な立場で対話を行うパートナーということで、地方自治に影響を及ぼします国の政策について協議をしていくという場が設けられまして、大変私どもも重要な場であるというふうに認識をいたしております。

この協議の場には、全国市長会が地方6団体の一員ということで協議にかかわっているところでございまして、11月8日に開催されました国と地方の協議の場で、5つの項目について要望を行っております。震災復興と防災、減災対策ですね、これは、それから経済・雇用対策、社会保障、農林水産業の振興、それから地方税財政と、この5項目について行っているところでもございます。それぞれ市町村は全ての項目に関係する部分が多いわけでございますけれども、その中で特に本市で重要だと、そしてぜひ我々も重きを置いてしっかりと事の推移を見ていきたいなと思っておりますのは、この経済・雇用対策の中の実効性のある経済・雇用対策というものをしっかりとやってほしいという要望を持っております。これは、昨日の議会でもお答え申し上げておりますように、我々は今本当に一番気にしているのは、やはり経済の活性化、特にこの景気の回復、雇用の確保というのが最大の課題だというふうに私は思っておりますけれども、この辺をしっかりとやっていただけると、そういう対策、それからあわせて、一緒になりますけれども、社会保障と税の一体改革が今進められておりますけれども、その中でもやはり我々本巢市もどんどんと悪くなってきております国保財政基盤の強化をしっかりとやっていただきたいという要望項目ですとか、それから、我々本巢市は、いわゆる農業も林業も大変多いシェアを占めているまちでございますけれども、こういった農林業に対する公共予算の充実・強化というのも注目しておりますところでもございます。

それから、先ほどお答えを申し上げましたように、一括交付金の予算確保、それから地方交付税といったものの予算確保をしっかりとしてほしいというようなこと、それから固定資産税の現行制

度、固定資産税の堅持というの、これはやっぱり固定資産税というのは、我々市町村のいわゆる生命線でもございます。こういったものの改正・改悪というのは避けてほしい、ぜひ現行の制度をしっかりとやっていただきたいというようなものが、ざっと一つの大きい項目の中でも、直接我々が思っている、そのほかの項目が重要でないという意味ではありませんけれども、この辺が我々本業市に直接大きな影響が出てくるということで、注目をしておるところでもございます。

いずれにいたしましても、こういった5項目を国のほうに予算の要望をいたしておりますけれども、これからも岐阜県市長会、また東海市長会というのを通じまして、私ども本業市の意見・要望が国にしっかりと届きますように、これからもこうした場を使って要望してまいりたいというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

私たちの市長がしっかり考えていただいておりますということで、再確認させていただきました。本当にこれからも大変な時期を迎えていきますけれど、市長には頑張ってくださいなと、こんなことを思います。ありがとうございました。

続きまして、大きい2番目の質問に入らせていただきます。根尾川の堤防は安全かということで質問をさせていただきます。

北極海を覆う海水の海面が、9月中旬に観測史上最も小さくなっておるというニュースを聞きました。また、ことしアメリカのニューヨークを襲ったハリケーンは、すさまじい爪跡を残したということも報道されておりました。ハリケーンというと、アメリカではフロリダに上陸するのかなと思ったら、ニューヨークを襲っておるということで大変びっくりしました。

地球温暖化による異常気象によるものと言われております。このような理由で洪水災害が身近に起こったら、私たちの住んでいる地域では、第一に心配なのは根尾川の氾濫です。堤防は、さまざまな要因によって破壊することがあります。今、私の住んでいる弾正地域の南部の温井地域では、以前、洪水で根尾川の水位が上がり、堤内地の、堤内地といいますと住宅が建っているほうなんです、その堤内地の側溝が水平に敷打が打ってあるんですが、押し上げられて、波打ってしまったと、こんな話を聞いたことがあります。堤防は水が流れている側、堤外地のほうの水位が高くなり、住宅のあるほう、堤内地のほうに噴き出してきて押し上げられたとそのときには思われ、周辺住民の方は何人か、あのときは本当にびっくりしたとか、そんな話を以前聞きました。

最近になって、先ほど言いましたように異常気象が、普通でないような異常気象になっているんじゃないかというような危惧をしておるわけですが、堤防が本当に危ないんじゃないかなと危機感を持っております。

そこで、定期的に点検されていると思いますが、以下2点について、確認の意味で、また質問をさせていただきたいんですが、1点目として、「浸水・越水による安全性は確認されていますか」

と、私ちょっと「浸水」と書いてしまったが、これは本当は浸透の意味でしたんですけど、とにかく堤防の下をくぐって水があふれてくるんじゃないか、押し上げてくるんじゃないかなと、こんな危機感を持っているんですが、そういう意味で、堤防について安全性が確認されているのかを建設部長にお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

根尾川の堤防につきましては、管理する木曾川上流河川事務所にお聞きしましたところ、根尾川は平成20年に策定した木曾川水系河川整備計画に基づき整備を進めている状況で、護岸整備や河床の掘削、堤防の漏水対策、樹木の伐開など、今後の計画として予定されております。

本巢市内の堤防につきましてはほぼ完成の形状ではありますが、一部区間での漏水の実績があるとして、日常の河川パトロールにより状況を監視するとともに、国の重要水防箇所と位置づけ、出水時には状況を注意深く監視し、関係機関と連携して適切に対応しているとのことでございました。

また、根尾川の河川整備につきましては、いまだ整備途中であり、計画を上回る洪水の発生も想定される中では、河川整備のハード対策だけに頼るのではなく、ハザードマップの充実や早期避難などのソフト対策の充実も必要と考えております。

本巢市といたしましても、13市町で構成する揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合などの要望の機会を通じまして、引き続き根尾川河川改修の促進を要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今、鏝本議員のところから、ぼそぼそとした声が聞こえました。私も再質問で、河川整備はまだ整備途中で、計画を上回る洪水のときはという言葉があったんですが、特に東日本大震災の津波でも想定外という言葉がちょくちょく出てくるんですが、今の計画を上回る洪水のときというのはほとんど想定外のことだろうと思うんですが、ハザードマップによって逃げてくださいと言われても、今、私のところで逃げる場所がないんですよね。堤防が切れたときに、どれぐらいの水位が来るか、それは私の生きているうちに来たことはないんでわからないんですが、これはやっぱり下のほうの問題だと思うんですね。堤防が切れたと想定されたときには、今、私らが住んでいるところに、例えば堤防があれば、すぐ水かさは高くなりますよね。それが流れてしまうと少なくて済むんですよね。東海道線とか県道関ヶ原線とかいう土の盛ったところがあれば、そこに土のうを積まれたら、もう完全に水没という状態になるんですね。それで、このハザードマップで逃げてくださいの前に、今の木曾川上流の河川事務所というところにお聞きしたところばかりではなくて、やはり



担当課は産業建設部ですので、そこに専門的な研究をする職員を充てて、常に洪水時のときは、通常の洪水時でもちょっと緩んでいるところがないか点検ぐらいはしたほうがいいんじゃないかなと、こんなことを思います。今のこの答弁によりますと、本当に逃げてくださいという、この答弁はちょっとまずいんじゃないかなと思いますが、その点はどうか、部長。

議長（後藤壽太郎君）

再質問への答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

根尾川の堤防に限らず、本巢市で仮に洪水等の被害が出るような場合には、もちろん職員も警戒に当たりますし、パトロール等も現在も行っております。木曾川上流工事事務所、特に根尾川出張所でございますが、連携をとりながらパトロール等も行っております。

ただ、今、例えば避難というようなお話もさせていただきましたが、その状況によっては、やっぱり避難ということもお願いしないかん場合も出てくるかと思っております。ただ、以前にも、こういう根尾川の河川整備につきましては一般質問をいただいております。今年度、根尾川堤防の根尾川河川敷の土砂の掘削でありますとかいうものにつきましても、うちのほうから直接出張所長さんにも来ていただきまして、お願い等を行っているのが現状でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今後ともよろしく願います。

2番目の質問に移りますが、提外地に土砂が堆積しても川底は上がるんですが、堤防が以前から全然変わっていないということで、堤防のかさ上げはされていないが、土砂が堆積すると水位が余計に上がるということが考えられますが、堤防の構造上、緩んでくると崩壊するのではないかと心配しております。その点についてお聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

河川の状況につきましては、日々の河川巡視による監視や、おおむね3年ごとに行われる河川測量などにより土砂の堆積状況を把握されており、洪水の流下に影響があると判断される場合は、土砂の撤去を実施するなど、必要に応じて適切に管理しているとお聞きしております。

また、今年度から真大橋上流部において、砂利組合による約3万立方メートルの砂利掘削や根尾川大橋下流部での樹木伐開が予定されておまして、河川の状況などを見ながら必要な対策を実施していただいております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今、砂利掘削とか樹木の伐採の予定をお聞きしましたんですが、この量というのは3万立米とたしか今聞いたと思いますが、これは多いのか少ないのか、多分3万立米だと、100メートル掛ける100メートル掛ける3メートルだと思うんです。そうすると、根尾川の河川の中で、100メートル掛ける100メートル掛ける3メートルといったら、ほとんど痛くもかゆくもないような数字だと思うんですが、それについては建設部長の見解としてはどう思われますか。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長に答弁を求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

多い少ないという議論の前に、今おっしゃいましたように100メートル、100メートル、3メートルの深さというようなお話でございました。ただ、今の根尾川の中の砂利掘削とかそういうものについては、やはり国のほうで検討いただいて、許認可等もされているところでございまして、うちのほうといたしましては、今後ともお願いとか要望とかということで、例えばその状況を見ながら、もっとお願いしたいことであれば、今後とも引き続いて要望をしまいたいと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

何でそんなことを聞いたかといいますと、やはり部長が先頭に立って、ちょっと危機感を持っていただきたいなど、こんなことを思ったから、つまらん再質問をしたわけです。本当に真剣にこのことは考えて、担当課としましても、堤防の構造とか、今の漏水の件とか、特に構造のことを言われる方もあるんですね。昔、堤防をつくったときは、糸貫とか本巢のほうは、砂利が出たから砂利で盛ったと。下のほうは砂しかなかったんで、砂で盛ってあるよと。砂は、やっぱり液状化とかそういうのに弱いというか、水が通りやすいとか、砂利はやっぱり固まっているんで、よっぽど強いんですが、やはりこの温井のあたりは砂で盛ってあるから、これは本当に水が漏れてくるんだと、そんなことを言われる方が見えます。実際のことを私その構造上のことはよくわからないんですが、そんなことをお聞きしましたんで、ぜひ部長が先頭に立って、危機感を持って当たってほしいなど、こんなことを思って質問しました。よろしくお願いします。

次の質問に行きます。

3番目の質問ですが、小・中学生の携帯電話、スマートフォンの所持についてということで質問

させていただきます。

携帯電話やスマートフォンの所持率は、統計をとる会社によって異なりますが、大方の所持率は、小学校6年生で4人に1人、中学2年で2人に1人弱ですね、高校2年生では10人に9人ぐらいが自分専用の携帯電話を持っているようです。料金は全て、小・中学生は親が払っていることになり、親が許可して持たせていると、こんな認識をしているわけであります。子供の連絡がいつでもつき、子供の状況がいつでもわかるのは大変便利でよいことですが、反面、子供はメールのやりとりや友達や家族の間でも会話がなくなっていると、こんな状況であります。人間関係がうまく形成されていけないのではないかと危惧しております。

また、情報収集に利用すると、こちらの情報を送らなければならないということから、逆に個人情報流れ、事件に巻き込まれることがあると、こんなことも聞いております。特に有料な情報は、個人情報を送らないと提供されないということから大変危険とも言われております。携帯電話の所持については、保護者の責任とは思いますが、学校での今の現状はどのようになっていますか。

1 番目、学校への持ち込みは許可されているのかどうか、現状をお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、学校への持ち込みにつきましてお答えをしたいと思います。

携帯電話とか、それから現在はスマートフォン、こういうものについてでございますけれども、学校において、教育活動に大変影響を与えるものでございますので、市内のどの小・中学校におきましても、原則でございますが、持ち込みはしない、こういう方針で臨んでいるところでございます。

しかしながら、一部でございますけれども、病気による体調の急変とか、それから家が遠くて防犯上の問題があるというお子さんにつきましては、親さんからの申請ということで内容を十分に考えた上で、学校長のほうで特別に許可を出すというような場合もございます。

しかしながら、そのようなケースにおきましても、登校しましたときには担任、そして学校のほうで、携帯、そしてスマホ、そういうものについて預かるということを行っておりまして、教育活動に支障が出ないように対応しているところでございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

1 2 番（若原敏郎君）

今、お聞きしますと、特別な事情がある子以外は、原則持ち込みは禁止ということになっているようでございます。どうしても親の気持ちとして、病気のときはすぐ連絡が欲しいとか、そういう心配なときは大変便利な道具でございますので一部は持っている、許可のある子だけは持ってい

るという、こんな認識をします。それでも、やはり一回持ってくると大変便利なもので、許可がなくても隠して持っているというか、そんな疑う心を持ってはいかんですが、やはりそういうことが出てくるとは思いますよね。

2番目の質問にしますが、学校、教育委員会は、その点については、どこまで関与できるのか。今の教育長の答弁の中では、許可するだけだよと、事情のある子は許可するだけということですので、やはり本巢市としましては、もうみんな持っても仕方ないんだというような認識で、その使い方についてどうすべきかということ、教育というか、教えておいたほうがいいかなど。全然持っていない子、持ってこない子については、そういうことを教えても全然関係ない話で興味のない話なんです、やはり私は本巢市の方針で、もう持っているもんだということで、携帯電話はこういうふうに使わなくちゃだめだよということを、親が教えるべきことなんです、やっぱり学校とか、教育委員会が先頭になって教えておいたほうがいいんじゃないかなど、これからの時代はそのほうがいいんじゃないかなど。誤った使い方をしないようにということ、指導したほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、それが2番目の質問なんです、教育長の見解をお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

そうしましたら、ただいまの御質問でございますけれど、最初に議員のお話ございましたように、全国の所持率、こういうもののお話があったわけでございます。

本巢市におきましても、先ほどのお話では、小学校が4人に1人ぐらいという、これは全国のお話ですが、本巢市におきましても、6人に1人ぐらいの子供たちが家庭に戻りますと、現実に携帯等を持っている状況でございますし、中学校におきましても、先ほど2人弱ということでお1人というお話があったんですが、本巢市におきましても、これは全国とほぼ変わらない程度の所持率でございます。

そういうことを考えましたときに、今、議員御指摘のとおり、学校では、先ほど申し上げましたように禁止をしているわけでございますが、家庭へ戻って使う場合に、いかに危険から、また自分たちでどういうふうに使ったらいいのかということについては、きちんと指導をしていかなければならないと、そういうふうを考えているところでございます。

そのため、市内の小・中学校では、携帯電話やインターネット、そしてスマホの使い方、こういうことの指導を行うとともに、ネットの影の部分、そして先ほどお話ございました有料・有害サイト、そして有害情報への対応、さらには情報モラルの指導、こういうことに授業の中でも努めているところでございます。

また、教育委員会といたしましても、各学校に対しまして、保護者の方々に携帯電話やインターネットを我が子に使用させる際でございますが、また携帯電話、スマホを購入するときでございますけれども、フィルタリングをきちんとかけていただくようにということ。さらには、家庭での利

用についてのルールをきちんとつくっていただく、そして我が子の利用状況をきちんと把握して、見守っていただく、そういうように啓発を図るようというところで指導をしているところでございます。そんなことで、対応をきちんとしてまいりたいという思いでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

どうも、ありがとうございました。

今、ある程度の対応はしていただいております、保護者に対しても指導していただいておりますということでございますので、これから子どもたちの安全を守るために、またいじめとかそういうのもメールのやりとりで発生しますので、ぜひ時代の流れといいますか、こういうのは必需品になってまいりますので、小さいときからやはり安全な使い方を指導していただきたいと思います、こんなことを思います。よろしくをお願いします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、続きまして15番 上谷政明君の発言を許します。

15番（上谷政明君）

ちょっと会場の中が暖房で乾燥しておりますので、声が出にくくなったときには御容赦を願いたいと思います。

本日は、一般質問を一問一答方式をお願いしてございますので、どうかひとつ御協力のほどをお願いしたいと思います。

私の議員にならさせてもらったからのテーマの中に、このまちで生まれてよかった、住んでよかった、そんな思いのできるまちづくりを自分のテーマに掲げて、議員活動を今日までさせてもらっております。その中で、住環境、すなわち住宅の環境、生活の環境の整備を主眼に置いて活動をさせてもらっておるつもりでございます。

そんな中で、私もちょっと体の不調がありまして、3月11日の東日本の震災の折に、その後の視察、研修やなんかに参加できずに現在に至っておりますが、体調のほうもそれなりに回復をしてきましたので、先月の7日から10日までの4日間、被災地のほうの現在の復興状況と、そして我々のまちづくりに何か参考になればと思ひまして4日間視察研修を組ませてもらいまして、2日半被災地にずうっと、車にしまして360キロ以上を見て回ってきました。

その中で、陸前高田から始まりまして、気仙沼、南三陸町、女川町と4カ所にわたって回ってきました。

陸前高田におきましては、あの津波で市庁舎が側だけになっている。その玄関に祭壇みたいなものが置いてある。本当にその場へ行ってみたく思いましたが、このままでいいのかなと、そんな感じを改めて感じました。ボランティア活動もしてみえたので、今どんなボランティアをして

みえるのかと聞きましたら、側溝の泥上げの整備をしているということで、20人ぐらいの方がそれなりの活動をされておられました。

その次に、気仙沼市へ行ってきました。よくテレビで漁船が陸に打ち上げてある場所がテレビに映っていました。その場所へ行ってつくづく思いましたが、その場所は交差点の中なんです。そして、住宅のほうでは、今、下水道の整備が真っ盛りに行われておりました。

その次に南三陸町、あの女子職員が住民の避難誘導のために懸命に努力したあの防災センターの前にも行ってきました。そこも祭壇が飾ってありまして、いっぱい皆さんが訪れてみえました。その南三陸町でお話を聞いてきましてつくづく思いましたのは、南三陸町、現在のその場所を5メートルかさ上げする。5メートルといいますが、今の震災の防災センターの3階建てがほとんど埋まるのではないかなと。その場所に商業施設と工業施設をつくる。じゃあ、住宅はどこですかと聞きましたら、裏に山がありました。この山に住宅をつくる、そういうお話でした。全て何も進んでおりません。これで5年かかるのかな、いや10年かかるのではないかなと思って、何かわびしい思いをして帰って来ました。

海岸沿いを通って女川町に入りましたら、突然あらわれたのが、物すごく大きな、ごみとは言いませんけど、震災の瓦れきの集積場、再開発、どう言ったらいいですか、再生への大きなプラントが目に入ってきました。そして、じゃあ皆さんはどこに住んでいるのかなと思いましたが、山の上へ行きましたら、女川町の庁舎がプレハブでありました。その隣に、とてもすばらしいアンツーカーがついたすばらしい陸上競技場がありました。これは、この辺に野球場があるのではないかなと思って見ましたら、隣に野球場らしきものだなと思うものが目に入りました。グラウンドの中は、全て2階建ての仮設住宅です。そして、その中へ行きましたら、まだ足らんから、この次に仮設住宅をつくる予定だという看板が出ておりました。果たしてこの震災、いつになったら平穏な生活を取り戻せる、前の生活を取り戻せるかと思っても、私の今の力、今の考えの力では想像もつきませんでした。そんな思いで帰ってまいりましたが、そのときにいつも思うことですが、私は奥尻島のあの津波のときに、ある団体の幹事をしておりまして、そして奥尻へすぐ義援金を持っていけという話で行きました。そして、そのときに感じたことは、テレビや耳で入ってくる放送では、映像でしか見えません。悲惨な姿が出てきます。しかし、現場へ行くと、もっと悲惨な姿がそこにあります。それは何かといたら、震災のにおいです。このにおいを嗅いだときと、女川へ行ったときのにおいは同じでした。ああ、このにおいがいつまで続くの、このにおいに、そしてこの環境に今の方たちはなれていかれる、こんなことでいいのかなと思いました。

よくテレビや報道で、政治が悪い、議員が悪いという話をよく聞きます。私も、そのとき地方議員の一人としてつくづく思いましたが、政治も議員も悪いと思いました。もっと早く何かができるんじゃないか、考えないかんのじゃないかとつくづく思いました。やはりその中で、思いを新たに帰った中に、防災ということを考えてきました。

我々のまちには津波の心配はありません。あの東北の海岸線で、皆さんが体験された中に、津波、本当に自分がそこに住んでいた、ここで生活をしていて、ここにいたという全ての自分の人格的な

尊厳が津波によって全部消し去られます。本巢市はこんな地域でなかった、幸いそれだけが救いで帰ってきました。その中で、やっぱり私たちができることは防災、すなわち災害が起きる前に、未然に防げるものは防いでいこう。それが私たち議員に課せられたものではないかと思って、つくづくそんな思いをして帰ってきました。その帰ってきた中で、この質問はどうしてもさせてもらわないかん質問だと思って、第1点目に本巢市消防本署周辺の交通網ということについて上げさせてもらいました。

この本巢市の防災の拠点、この消防本部本署の周りは道が狭く、そして北方のまち、栄町もその辺の道は、古い木造住宅が沿道にずらっと建っております。ここに震災があった場合に、この道は全部建物が倒壊したときに、防災で活躍する消防車を初めいろんな本署にあるものが始動するのに非常に困難どころじゃなしに、不可能になります。そのために、あの加茂土地区画整理組合では、そんなことも考えてもらえたのかなと思いますが、仏生寺の料理屋のかみやの西側の北へ上がっていく道路のところを上へ上がれるような広い道をつくっておってください。その道、実は旧糸貫町時代から、その道を防災の観点からも考えて拡幅をして、緊急車両の出入りに使ったらどうかということで市のほうとして計画を立てていただきまして、それなりに調査もされた経緯がございます。その後、どうなっているかということにつきまして、きょう1点目の質問をさせていただきます。産業建設部長によろしくをお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

ただいまの御質問の市道4092号線につきましては、緊急車両の円滑な交通を確保するため、平成18年度から整備に向けて測量と概略設計を実施するとともに、本巢市道路網整備計画に短期整備路線として位置づけ、整備を予定しておりました。

しかしながら、一部地権者より事業に対する強硬な反対意見があり、その後も理解が得られる見込みもないことから、事業執行を凍結している状況でございます。今後とも、引き続き御理解が得られるよう説明していくとともに、反対者の御理解が得られた場合には、財政状況等を勘案しながら事業実施を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

一部の地権者、1人だと思いますが、反対されていることについては私もよく存じております。しかし、あの道路計画は3メートルの側道をつけて、6メートルの道路をつけるという計画であったかなと聞いております。そうしますと、その地権者のかかる道路幅は1メートルぐらいではないかなと思います。

いずれにしても、今現在反対があって凍結中ということは、それも理解の範囲内で思っておりますが、今、本巢市を初め1人の地権者の反対があっても、公共事業の道路整備は住環境を含めて緊急課題の第一優先であるから、反対があってもそこは残して進めよというのが、今までずっと見えていますと市の方針であるような気がします。

しかし、その方も実は今大変高齢でございます。今、高齢でお話ができるかどうかかわらんような状態があります。そんなときに、私はその方にお話をしてくれとは言いません。どうか環境が許すようになったら、計画実施を願えればと思っております。これは、先ほども言いましたように、私たちが生まれ育ったまちが、やはりあの震災のあったときみたいに、私たちは震災があったら一番怖いのは火事なんです。緊急車両が円滑に出られるような、そんなことを思っております。あつて、あれを先にやっておけばよかったなんて話はいつも聞くことです。どうかひとつ、そんな思いがないように、地権者の方の体とかいろんなものもありますので、その辺の御理解が得られましたら、早急に計画を再開していただけることをもう一度確認をしたいと思っております。産業建設部長、再答弁をお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

私も、あの状況につきましては確認をしております、交差点部分、重要な部分でのこともございますので、今まで全然やっていなかったということではなくて、状況を確認しながら、御相談もしながら進めてまいりたいと考えております。その条件が整えば着手というような形もとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

その件につきましては、今後とも順次よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2点目についてお伺いをします。

本巢市の普通交付税合併算定がえについてを次の質問とさせていただきます。

平成11年7月の市町村合併の特例に関する法律（合併特例法）の一部改正において、この合併算定がえについて、適用期間を5年間延長して15カ年度間の適用とすることにされております。それに基づきまして、本巢市も3町1村が平成16年2月に合併をしました。この特例措置も、25年度から5年間をかけて、31年度には一本算定額まで下げていかなければならないことになっております。

10年間、すなわち24年度普通交付税額と一本算定額の差額が、前は13億円か12億円かと聞いておりました。この9月のときに、約19億円ぐらいになるのではないかなというお話も聞いたような気がします。その差額の額、わかるようであればお聞かせを願いたいと思っております。



そしてまた、その減少額の対応についてお伺いをしたいと思います。これにつきましては、企画部長にお願いをします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、普通交付税の11年度以降の減少額への対応につきましてお答えを申し上げます。

市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして市町村合併をいたしました本市におきましては、合併後10カ年間は合併がなかったと仮定いたしまして、旧町村単位で毎年度算定した普通交付税の額が保障されておりますが、その後、5カ年度は激変緩和措置といたしまして11カ年度、平成26年度になりますけれども、合併算定がえによる普通交付税の増額の9割、12カ年度は7割、13カ年度は5割と、14カ年度は3割、15カ年度は1割を一本算定に加えた交付税額となり、段階的に交付税額が減少した後、平成31年度は一本算定になるというものでございます。

平成24年度の普通交付税につきまして、合併算定がえによる交付税額は約41億円となっております。一本算定での約23億円と比較いたしますと、約18億円の差がございます。この約18億円が11カ年度以降、5カ年で段階的に減少していくということになりますけれども、減収する額は、平成24年度の一般会計当初予算額の156億3,000万円の約1割程度の額となります。

減少する額の対応につきましては、市内産業の育成や企業誘致など収入増となる取り組みに加えまして、行政改革や事務事業評価による経費の見直し、また財政計画に基づく計画的な事業の推進を図るとともに、合併市町村に対する財政措置といたしまして、全国市長会におきまして、特例措置期間の延長や行政運営の実態に即した交付税算定を行うよう要望しているところでございます。

いずれにいたしましても、5年後、10年後の収入に見合った歳出規模、財政構造にしていくことが必要であるというふうを考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

今、18億円ほど。そしていろんな努力をするから、約15億か16億になるんじゃないかなというお話がありました。

普通交付税の算定がえの制度につきましては、将来の交付税の額を確定的に計算するものではなくて、制度そのものだという今お話があったかと思いますが、そんな中で18億につきまして、その11年度以降どんなような、ただ、今おっしゃいました企業誘致とか事務事業の削減見直しとか、そんなことでおさまるような額ではないと思いますが、もう少し詳細にわたってお話をいただけるようでしたら、お話をいただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、お答えいたします。

まず、具体的ということでございますけれども、組織改革による職員定数の見直しといったことで人件費の削減と、また物件費の削減ということを図るといようなこともございます。

また、歳入といたしましては、先ほど申しましたように産業の育成を図って、財源の確保を図るというものと、普通財産の処分による歳入の確保、また、現在将来の財源不足を見越しまして、毎年度におきまして財政調整基金の積み立てを行っております。この財政調整基金の確保、また将来の教育施設の整備に備えまして、現在、学校教育施設等の整備基金の積み立てをいたしております。また、将来の情報化に対しまして、情報化基盤整備基金等の積み立てを行っております。

こうした基金の積み立て等によりまして、将来の財源不足に備えたいということで、財源の確保を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

いろんな努力をこれからしていかないかと思えます。

私どもも来年の8月までの任期かと思えますが、もうそのすぐ後には、こういう大きな本巢市を挙げての財政計画の見直しを含めて大きな問題があります。そんなことを含めて、先ほどちょっと答弁の中にもあったと思えますが、全国市長会のほうで、国に対して特例措置の期間延長とか、それぞれの市に合った交付金の額の見直しとか、そんなことを要望されていくようなお話もあったかと思えますが、この11年度以降からそんなことで進められていくわけですが、15年たったその後、その辺の交付税のことにつきまして、もしわかる範囲で、対応されていく範囲内がわかればお聞かせを願いたいと思えますが、これが2つ目の質問でございます。よろしく願います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、普通交付税の合併算定がえの期間を過ぎる15カ年以降の交付税額につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたが、平成31年度からは普通交付税額の算定の特例でございます合併算定がえの適用期間が終了いたしまして、本年度ベースでは一本算定となった場合、約18億の減少になるということでございますが、普通交付税につきましては、その地方公共団体の自然的、地理的、また社会的諸条件に対応いたします合理的、妥当な水準における財政需要として算定した

基準財政需要額から地方公共団体の標準的な税収入の一定割合によりまして算定された基準財政収入額を除きました財源不足に対しまして交付されるものでございます。

また、その財源といたしましては、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の国税5税の一定割合の94%、現行でございますけれども、この94%が財源不足団体に配分されるものでございます。

御承知のように、今回の衆議院選挙におきまして、消費税増税、また消費税の地方税化、自動車重量税・自動車所得税の廃止等が議論されているところでございますけれども、今後の政局が地方交付税額に大きな影響をもたらすということが想定されております。

こうしたことから、適用期間が過ぎる平成31年度以降における交付税額につきましては、国の施策により大きく変動することが考えられますので、現在において算出することは大変厳しいという状況でございます。組織改革による人件費の削減、物件費の削減といったことを図りますとともに、市の施策におきまして、市民にとって真に必要なかどうかということ、また評価・見直しを行いながら健全な財政構造にするよう、今から取り組んでいかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

上谷君。

15番（上谷政明君）

今、お話を聞いておりますと、本巣市単独では非常にこの18億、この一本算定の額まで下げていることについては、並々ならぬ努力以上の努力をしないかんということが今の答弁の中で感じられます。

衆議院選挙の結果、いろんなそういう結果もないと難しい、こんなようなお話ではなかったかなと思いますが、これに関連しまして、私、市長にきょうは答弁の通告がしてありません。議長に御判断を願って、市長が答弁したくないと言うなら結構ですので、私が勝手にしゃべりますので御配慮を願いたいと思います。

こういう中において、瑞穂市、そして同じ思いで合併したのではないかなという思いをしております。その中で、この中の同僚議員にもお話があったかと思いますが、お互いが今この状態を解決していく、乗り越えていく方法の中に、ある首長さんは、新しく合併も視野に入れたお話をされておりますし、そのような一部行動もとられているように思います。

その中で、先ほど言いましたように、この中の同僚議員のほうにも、それに向けた勉強会を考えたらどうだというようなお話も来ていると私はと思いますが、同僚議員の中からそんな話は今までに聞いたことは実はありません。

そこで、市長さん、そんなようなお話も実は私どもに聞こえてきているということは、市長さんにも首長さんからそんなようなお話があったのではないかなと思いますが、お話ができる範囲内でお話をしていただけませんか、お聞きしたいと思います。それで、議長にいかんならいかんと言っ

ていただければ、それで結構です。

議長（後藤壽太郎君）

市長、通告外ですが、どうですか。

〔発言する者あり〕

今、内容をちょっと聞いていますと、なかなか今の市長として、答弁しにくいという部分もあるかなということを思いますので、個人的に聞いていただいてもいいですか、上谷君。

15番（上谷政明君）

だから、私が質問の前に、議長の判断にお任せしますということでお話をしておりますので、それはそれで私は結構ですので、一応そんなことを含めまして、きょうは私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔発言する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。45分まで休憩をしますのでお願いします。

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開をいたします。

16番 大西徳三郎君の発言を許します。

16番（大西徳三郎君）

それでは、始めたいと思います。

先ほどの上谷議員の十二、三分に及ぶ立派な挨拶というか、お話がありましたけど、私はきょうはそのような見解を持っておりませんので御容赦をお願いしたいと思います。

また、今回10人の質問者ということで、見ていただいたとおり、私の質問の要旨が1人だけ手書きということで、私はそれだけ時代おくれかなと思っております。私、一番カラオケで得意な曲目が「時代おくれ」というのが一番大好きですけど、そんな時代おくれの男が質問するというところで御容赦をお願いしたいと思います。

2点通告してありますので、よろしく申し上げます。

1点目の来年度の予算編成ということであります。

きのうの黒田議員の一番最後のときに質問がありましたけど、黒田議員の持ち時間があと2分というときの質問であり、走られたようなことでありますけど、市長もそのように適切に答弁されておりました。私の質問は至って漠としたような質問で、何を言っておるんかというようなことかわかりませんが、よろしくをお願いしたいと思います。

今、円高・デフレ状況の経済の中、現在、衆議院選挙が行われており、課題がいろいろありまして、今回もいろいろな話もありまして、きのうも市長の考えもお聞かせ願いました。しかし、今一

番国民が願っているのは、やっぱり経済対策、景気対策が一番であると多くの国民が思っております。また、とにかく景気をよくしてほしいというのが一番の願いかなと今思っております。

来年度は、本巢市が合併して10周年という節目の年でもあり、それにふさわしい行政施策も当然必要なり、行われると思いますけど、市長のモットーにあります、もっと元気で笑顔あふれる本巢市をつくりますのもと、経済対策を含めた積極的な予算編成を望みますが、市長の考えをお聞きます。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、新年度の予算編成につきましてお答えを申し上げます。

今、大西議員のほうからお話がありましたように、私も、今、衆議院選挙がいろいろ行われておる中で、先ほどの答弁のときもお話し申し上げましたように、やはり緊急にすぐに取り組まなければならないのが経済対策、景気、雇用対策がやっぱり早くやらないとだめだというお話を申し上げました。これは全て、今の社会保障と税の一体改革等にも全部、それから消費増税等、そういった制度のほうも全て関連をしまいであります。やはり景気そのものがしっかりしないと、なかなか社会のそういうような構造を変えていくというのはなかなか難しいという時代に入っております。そういったことから、今後それが本当に今度の選挙でも、その辺をしっかりと新しい政権ではやっていただきたいということを重ねて申し上げたいというふうに思っております。

平成25年度予算編成の方針につきましては、昨日の黒田議員の御質問でもお答えをいたしましたけれども、改めてもう一度御答弁させていただきたいというふうに思っております。

今、我が国、もちろん本巢市もそうですけれども、厳しい社会経済の中で、市税も年々減ってきております。そしてまた、いつもお話もしております、耳にたこができるくらい多分聞いたというふうに思っておりますし、また先ほどの上谷議員の御質問でも、企画部長のほうからお答えも申し上げますように、平成31年度には普通交付税が一本算定になるというようなことで、市の収入が大幅に減ってまいります。そういったことから、これから将来にわたって、財政の健全性というのを維持していくためには、今から5年後、10年後の収入に見合った歳出規模、財政構造にしていくということが大変重要であるということで、ずうっとここ数年、そういう方針を絶えず指示をして、予算編成に取り組んできておるところでもございます。そういう前提に立って、行政運営の大原則でございまして最少の経費で最大の効果というものを上げていくということで、いわゆる効率のいい行政運営をしていこうじゃないかということも職員にも示して、今現在それぞれの担当課で新年度予算編成という要求作業を行っていただいているところでございます。

具体的に、この予算編成方針の中で申し上げますのは、重複いたしますけれども、徹底した経常経費の削減ということを図っていきますよと、同時に、今、国の動向、ちょうど衆議院選挙等々でもございまして、まだまだ国の動向はいまいちはっきりしていない部分がございますので、

国・県の予算編成の動向を従来以上に注視しながら、予算を編成してほしいということを申し上げております。そういうことをやることによって、私、2期目のスタートで市民の皆さんにもお約束いたしました「もっと元気で笑顔あふれる本巢市づくり」というものの実現に向けて取り組んでいきたいということを申し上げております。

そういう中で、活力・安心・福祉・安全・快適・育成という6つの基本政策をそれぞれお示しさせていただいているわけですが、そういった中で、そういう基本政策にも基づきながら、特に新年度は冒頭にも申し上げましたように、国の状況というのは、最大の課題は、私もやっぱり景気対策であるというふうに思っておりまして、いわゆる景気と雇用の拡大というのをしっかりと頭に入れながら、そういった予算編成をしていきたいということで、それぞれの基本政策にやる事業も、何かにつけて経済対策に関連づけて、そして経済対策にも資するような、そういった形での事業を重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、昨日黒田議員のところでもございました、ついに10年目をいよいよ迎える我が市でもございまして、そういったこともありまして、新年度の予算からは、できれば10周年を迎えるという節目の年でもあるということから、将来に向かって、市民皆様方が希望の持てる政策、施策というのを可能な限り予算に盛り込んでほしいということもあわせて指示をしているところでございまして、経済対策、そしてまた10年を迎えた本巢市がもっともっと基盤をしっかりとしながら、市民の皆さん方の明るい希望の持てる、そしてまた負託に応えられる、そういう政策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

財政状況は大変厳しい状況でもございます。先ほど来、申し上げておりますけれども、これからも、そういう泣き言を言ってもできない時代でございますし、既にそういうことがもう予測されている状況にありますので、より一層効率のいい行政をやっていく、そうかといってサービスを切り捨てるんじゃないで、サービスはできるだけ維持しながら、知恵を出して、工夫をしながら予算編成というのに取り組んでいきたいなというふうに思っております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

具体的ないろんなことはなかったわけですけど、ずうっと藤原市長の4年を見せていただきまして、再選されて、また新たな気持ちで今やっておられるということは十二分に承知しております。

去年の2月の市長選挙におきまして、無投票という結果であったということ。その裏返しは何であったかという、4年間の藤原市長の行政手腕で、市民の皆さんが藤原に任せておけば本巢市は安心だということで無投票になったのではないかと、そんなことが一番の要因であったかなと思います。

しかし、それにあぐらをかいておってもらっては困るということで、私、前もここで言ったと思

いますけど、市長は行政マン以外に、もっと大きいのはやっぱり市民で選挙で選ばれた市長であるということで、やっぱり政治家ということをもっと打ち出していきたいなと、そんなふうと思うわけであります。トップが変われば、トップが一つ発すればいろんなことが変わっていくということが現実にあるかなと思います。

例えば、今選挙が行われておりますけど、自民党の安倍総裁が経済対策であのように、野党の党首ということで思い切ったことが言えるわけですけど、あのような経済的なデフレ脱却、またインフレに向けたそのような発言をする、そのことによって市場がすぐ動くというか、いいふうに動いていく、これもやっぱりトップであるから、そういうことがなし得るのではないかと。例をあちこち出してもあれですけど、例えば大阪の橋下市長が、あのような大都市の市長でありますけど、あれだけの行動力というか、発信力、やっぱり日本も大きく変わっていくというか、それによって日本が動いておるのも事実だと思います。日本維新の会という党ができたのも、そのようなことかなと。また隣の、私は余り好きではないですけど、名古屋の河村市長のあの発信力があれば、やっぱり名古屋市もいろんなことで、いいか悪いかはわかりませんが変わっていくということも現状の事実かなと思います。

そのようなことから、トップがいろんなことを発言、または発想し、発信し、行動していくと、いろんなことが変わっていくということで、本巢市においても、藤原市長に安心して任せておけるということは私も十二分に承知しておりますけど、それ以上に政治家として、政治家の市長としてもっと頑張りたいなと、そんなふうと思うわけであります。

先ほど、ちょっと冒頭にも上げておきましたけど、4年前は、元気で笑顔あふれる本巢市をということでありましたけど、今度、市長みずから本当に自分の思いでつくられたのが、「もっと」という字が入ってあるということは、やっぱり市長自身の気持ちも、このまま4年間だけじゃなくて、もっと元気のある本巢市にしなければならんということで、このようなマニフェストもつくられたことも事実だと思います。そのようなことから、市長がいろんなことで変われば、もっと変わっていくということも事実かなと思います。

一つ例を挙げますと、これは決定してきておりますけれど、太陽光発電、太陽光パネルの屋井の工業団地の遊水池に太陽光パネルを民間の業者が決定してやっていただけることになってきておりますけど、あのことも最初いろんな話をお聞きすると、業者が職員のほうにお尋ねしてもなかなか話も聞いてもらえず、全然あかなんだというようなことでありましたけど、それが市長まで行くと、市長がそこですぐ決断されて、やろうじゃないかということで進んできたということも事実かなと思います。いろんなことを考えていくのに、今でも、例えば市が、当然行政が全てやっておることも、民間でやれることは民間でもできるのではないかと、そういう発想をやっぱり変えていただく、そういう発信をしていただくことによって、いろんなことで好転していくのではないかと、そんなふうと思います。

そんなようなことから、今るるくどいことを言っておりますけど、政治家藤原市長ということで、もっと発想、いろんなことを変えていただきたいと思うわけですけど、その点、市長、いかがお

考えですか、お聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

再質問への答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今、大西議員のほうから大変励ましというんですか、叱咤激励のような御質問をいただきました。確かに、上が変われば下も変わるというのは事実の問題でもございまして、この本巢市も私が市長になりましてから、職員の意識も大分私は変わってきたと。合併当初から比べると、大分変わってきているなという思いもいたしております。それは行政サービス、市民との対応等々も含めて一生懸命やっただいていてというふうに思っておりますし、あるいは私は常日ごろからそういうことも厳しく言っておりますので、そういったことで市民の皆さん方には窓口業務としても、また今大変受けがよくなってきていることもございます。

このように、やっぱり上がかわって指示するということによって、職場の雰囲気から、仕事の進め方等々も含めて大分変わってきている、そんなふうに思いますし、また、若い方々にも、いろいろ企画の面で政策研究会のようなものも立ち上げさせて、今、一生懸命市の政策等々にも皆さん若い人が時間外のときに一生懸命勉強などをやっただいて、そういった中で2つ、3つ市の事業として予算等々にも取り込ませていただいているのも出てきております。

このように、職員そのものも大変意識改革もさせていただいているということで、また大変そういう意味では喜んでおりますし、今お話しのように、上が変わればみんなが雰囲気が変わってくるというのは事実だというふうに思っております。

ただ、そのときに引き合いに出されました安倍総理はもちろん全然雲の上のような人ですし、橋下市長にしても名古屋の河村市長にしても、また我々とは器も違う大きな方々で、また全国への発信力ももともとベースとして持っておられる方々でもございますので、それと一緒にいうわけにはいきませんが、これからは本巢市の市民のため、また本巢市のために、私がリーダーシップをとって、そしてどんどんと発信できるように一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

今まで行政マン、それから政治家というのがございますけれども、私がこの市長になるときにいろいろ御相談した方からもお聞きしまして、市長というのは、行政と政治家というのは半分半分かなと思ったら、そうじゃないと。行政は3割ぐらいと。あと7割は政治家の仕事が大半だよというふうなお話もお聞きして市長選に出てやってまいりましたけれども、現実問題、いろいろとお話ししている中で、行政だけのスタンスだけではなかなか厳しい、やはりそうではなくて、やはりリーダーとして先頭に立ってどんどん取り組んでいかなければならないということも数多く直面をしてみりました。そういった経験からも、これからは、今、大西議員のお話のように、今引き合いに出された方の足元にも及びませんが、少しずつリーダーシップを発揮しながら、本巢市のため、市民のために一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。



〔16番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

政治家藤原勉ということで期待を申し上げ、また先ほど冒頭の趣旨が、積極的な予算を組んではどうかということでもあります。周りから、本巢市はこんな状況において、なぜこんなに積極的に意欲がある予算を組むのだというように言われるような予算編成をしていただきたいと、そのように希望して、次に移りたいと思います。

2つ目です。本巢市の道路網整備計画についてということでもあります。

裏面に地図を添付しておきましたので、御参照願いたいと思います。

東海環状自動車道、何遍も言っておりますけど、糸貫インター、大野・神戸インターによって本市は大きく変貌し、発展していくと思っております。我々、この西のほうを見ておると、根尾川左岸堤防と県道岐阜関ヶ原線との平面交差はできない状況であるということも現状であります。屋井工業団地の早期完売、また周辺地域の発展のためにも、道路網整備計画に基づき、岐阜関ヶ原線からの南北の道路、市道1007号線、1069号線、2016号線、また県道田之上屋井線等々の早期の整備が必要と思っておりますが、いかがが部長のお考えかお聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

本巢市では合併後の新市としての総合的な道路交通体系を確立するため、平成19年度に本巢市道路網整備計画を策定し、具体的な整備プログラムに基づき道路整備を実施しているところでございます。

議員御指摘のリバーサイドモール西の市道1007号線と1069号線、十四条地内の2016号線につきましては、地域経済の発展や交流を促進する道路として、中期整備路線と位置づけられております。

現在、短期整備路線であります西部連絡道路、市道0007号線等を順次整備しているところで、中期整備路線については、今年度から用地買収、来年度から工事を予定しております市道2016号線以外は、国の公共事業費の削減や用地買収の難航等により、事業におくれが生じている状況でございます。今後、中期整備路線について検討を進めることとなりますが、短期整備路線の進捗状況や旧リバーサイドモール跡地利用計画等を注視するとともに、市財政状況も考慮しながら実施時期を検討してまいります。

また、県道田之上屋井線につきましても、必要な道路整備につきましても、岐阜県に要望してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

〔16番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

本巢市道路網整備計画ということで、先ほど言いましたように、この図をきょう添付させていただきまして、これを見ていただくとよくわかりますけど、赤いところが短期整備ということで、今これを重点的に進められ、グリーンのところは中期整備ということで、来年25年度からというふうになっております。

この計画につきましては平成20年3月にでき上がりまして、いろんな道路網についての合併協議でずうっと詰めてきて、合併してから3年ほどしてからこの地図が仕上がってきて、今現在これに基づいて道路整備計画が行われておると思います。

私、今回もそうですし、ことしの6月、去年の12月も同じような道路についての質問をずうっとしてきております。これを見ていただくとぱっとわかりますけど、やっぱり糸貫インターを中心にいろんなことをやろうとしておることは事実であります。しかし、その前にもう二、三年すると大野・神戸インターまで完成するというので、我々の地域からすると、もう5分、10分で大野・神戸インターへ入れる。そして、名神へ入っていけるということ。逆に言えば、名神のほうから大野・神戸インターへおりて、我々の本巢市、ほかのところもあるでしょうけど、本巢市へ入ってみえる。糸貫インターができる前にですけど、糸貫インターは恐らくその3年後だと思いますけど、そのようなことから、特に岐阜関ヶ原線の4車線は、前回6月もお話ししましたけど、岐阜関ヶ原線の4車線はもちろんそのようにひっついておるといふか、接続しておる、このような特に緑の地域、これは下の2016号線は十四条のほうに入っていくわけですけど、これは今取りかかってみえるということは私も承知しておりますけど、特に西の道路、またこの東海環状自動車道においては、我々真正町の時代において、15年ぐらい前の話からずうっとあったわけですけど、これに完全に東海環状自動車道の完全側道をとというふうには、その当時要望していこうということであったわけですけど、その当時は勢いがよかって、そのようなことであったわけですけど、ずうっといろんなところの高速道路を見たり、いろんな昨今の状況を見ておって、とても全面的に側道をつけるお願いをするようなことはできないし、必要なところしか側道がつかないということで、その当時は完全に側道をつけて、この西のほうは糸貫に向かって完全な側道でいい道路ができるということ、またそういうことで地域の発展性にもつながるといふことであったわけですけど、それもできないということでも少なくとも、何遍もくどくど言いますけど、東海環状自動車道によって本市は大きく変わっていく。その中において、もう大野・神戸インターがもう二、三年で完成する。そうすると、どうしても本巢縦貫道でそこへ行くと、もう今、土・日・祭日なんかは、モレラ周辺がもう大渋滞して、もう今地元の者もほとんど近づかないのが現状であります。そのことで、車が西へとかいるんなところへ逃げるといふか、避けていって、地元で結構交通事故を起こしたりなんかしておるわけですけど、そのようなことから、特に西のほうの縦道を本当に整備を急いでほしいなと、そんなように

思っております。

今、リバーサイドの問題がまだ解決していないということではありますけど、あと問題が1つ、2つ残っており、それが解決すれば事が進んでいくのかなど。難しいことは承知をしておりますけど、少なくとも本当に日本一の大型商業施設がここに来れば、もっと今のリバーサイドモールの跡地のところが車が押し寄せてくるが大変わかるわけです。そのようなことから、この中期整備に上がっておるこの西のほうの道路についても、様子眺めでどうのこうのじゃなくて、もう今から進んで、今から計画しても何年先の話でしょうから、十分そんなことを考えながら、もうちょっと踏み込んだ答弁がいただきたいなと思いますので、産建部長に改めてお答えをいただきたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

再質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

なかなか今の御質問で、着手というか、着工というか、取りかかるという時期について、今すぐ御返事を申し上げるとするのはなかなか難しいんですけども、先ほどもお答えさせていただきましたように、確かにリバーサイドモールの跡地の利用については、計画等があるというふうに私ももお聞きしております。その件につきましては、どんな形になるかということで、今後のこともあし、開発の関係も絡んでくると思いますので、その状況も見据えながら、市としても検討して、間近にということになれば、また計画をさせていただきたいと思っております。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

余り無理なことをつらつら述べても仕方がありませんのであれですけど、少なくとも我々としては、もう来年多分そのようなことになってくるということを期待もしておりますし、そう願っておるわけで、そういう面で我々ができることをやっていただきたい、そのようなことで計画を進めていきたいということを再度また希望して、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、4項目通告してありますので、順次質問をいたします。

まず第1番目は、船来山、また富有柿の里の現状と今後の課題についてお伺いをいたします。

そのうちで1つは、富有柿の里というのがホームページでも紹介されています。そして、現地へ行けば、富有柿の里の案内図が幾つか展示されています。しかし、例えばアスレチック広場というのがなくなっているわけでありまして、ホームページ、あるいは案内図でまだそれが明記を

してあると。このホームページで特に紹介されているのは、本巢市の観光案内という意味もありますので、それを見て現地へ来て、実際とは違うということについては、やっぱりいろいろ不信を持たれるというふうに考えます。

また、あわせてこの富有柿の里全体の整備も、予算の関係もあるんでしょうけれども、実際に不十分な状態であります。このことについて、やはりきちんとしていく必要があると思うので、まずこの点についての市のお考え、またこれからの対応についてお伺いをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

富有柿の里は、農業技術の習得及び研究開発、都市住民との交流の場として設置されておりまして、利用者につきましては、富有柿を中心とした農業の拠点施設という観点から、柿づくり塾やいきいき農業塾といった独自の講座を開設する一方で、農業の収穫体験イベントを開催するなど、合併当初3万人であった利用者が5万人まで増加しております。

施設管理につきましては、開設以来20年余りが経過し、経年劣化に伴う施設補修費や維持管理費がふえておるところでございます。除草などの簡易な作業につきましては、シルバー人材センターに委託して管理をしております。

今、御質問の中の看板等のものにつきましては、事前に少しお聞きしておりましたので早速対応をしているところでございますが、遊歩道につきましては、幼児や子ども会、学校行事、算数ウォークラリー等、事務局に届け出がある団体での利用者が年間で1,500人ほどありますので、利用者が集中する夏前に作業を委託しております。また、職員により定期的に施設点検を行うとともに、必要に応じて倒木の除去、樹木の伐採等の管理を行っておりますが、子どもたちが安全・安心に利用できますように、適切な管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

基本的には今の答弁で結構だとは思いますが、ただ1つだけ念押しをしておきたいと思えますのは、いろんなことを言われて、適切に管理はしていくというふうに言われますけれども、それに伴う予算とか人的な問題とかというのが、当初から比べれば随分削減されてきているのが現実です。今の現状の中で、今言われた適切な管理をするというのは、非常に至難のわざではないかというふうにも思います。大垣市上石津で枝が落ちて、小学校1年生の女の子が事故に遭ったということもありました。今の富有柿の里の遊歩道をずうっと歩いてみまして、そういう危険を感じるようなところも幾つか正直言ってあります。そういったことをやっぱり早期に解決してほしいという

ふうに思いますので、そのためには予算的なこと、人的なこと、そういったことも含めた形での対応をぜひ新年度やっていただきたいというふうに考えておりますけど、その点についてのお考えを再度お伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

再質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

今、御指摘の看板等、すぐに対応できるものにつきましては対応をただいまさせていただいておりますが、遊歩道につきましては、私も歩いて一回りさせていただきました状況の中で、枯れた樹木等がございます。遊歩道の上にかぶさっているもの等がございます、見た目にも若干危険な部分、職員で対応できるものについては対応させていただいておりますが、ちょっと職員では対応できないものがございますので、そういうものについては新年度予算等で対応をさせていただきたいと考えておるところでございます。今、嘱託職員、あるいは臨時職員3人で対応させていただいております。土・日の出勤もさせていただいております。なかなか人的なもので、職員だけで対応するというのはなかなか難しいんですが、今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

はい結構です。

では2つ目ですが、船来山というのは、私たちが小学校1、2年のころは、遠足に船来山、船来山といっても、特に一番東のほうの桑山が中心でありますけれども、遠足に行き、あるいはもう少し高学年になると、遊びに行つて、山登りをしたりしたところであります。いわば里山であり、シンボリックな存在の山でございました。ところが、ゴルフ場開発の問題が出てから様相が一変し、現在に至っています。この船来山を今のように荒れるままに任せておいていいのかというのが大きな疑問であります。残念ながら、船来山のほぼ中央に鉄塔がありますけれども、そこまで行くと非常に見晴らしがよく、濃尾平野を見渡せるような状況であったわけでありまして、今はそこへ行くことすら非常に困難な状態が生まれています。

こうした状態を何とかしたいなというふうに思っておりますけれども、市として、今の現状をどのように認識しているのか、そして、これからこの船来山というのをどのように考えていこうとされているのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

船来山につきましては、富有柿の生産の場として、地域の里山として、また地域の子どもの遊び場として活用され、非常に親しまれてきた山でございましたが、ゴルフ場開発計画におきまして、土地の所有権が開発業者に移転するにつれて、船来山への入山がしにくくなり、ゴルフ場の開発計画が頓挫した現在では、残念ながら議員が御指摘のように荒れるに任せている状態とも言えます。

市としましては、地元からの苦情や要望に対しまして、地権者へ樹木の伐採等のお願いをしているほか、ボランティアによる古墳の草刈り等をしていただいております。民有地であるため、市として整備することはできませんが、ボランティアによる尾根伝いの道の整備に対して御要望等がございましたら、市として地権者への意向調査等の協力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

最近、文殊の森から本巣保育園への尾根を通れるようにということで、グループができて、みずから草刈りをしたりして、遊歩道として活用できるようにしたいという動きが生まれてきています。そういったことについても、市としても担当部署のほうでいろいろ協力してもらっているようでありますけれども、文殊地区につきましても、いろいろ最近私も知りましたが、史跡が幾つかあります。古墳もあります。そういった、いわば史跡の山です。船来山も御承知のとおり、古墳の山です。教育委員会サイドでは、先ほど部長の答弁にもありましたように、古墳の周辺の草刈りとかという整備について、ボランティアで協力をされているということも聞いています。そういった市民の力も引き出しながら、最低限の山の管理といいますか、山がやっぱり市民に親しまれるような状態になるような努力をしていく必要があると思うので、その点についての市としての積極的なかわりをお願いしたいというふうに思います。これについては、今回初めて申し上げたので、以上で終わっていきます。

2つ目に入りますが、生涯学習施設ながみねについての今後の方針についてお伺いをいたします。

昨年度、ながみねの解体撤去の予算が計上されながら、事業実施が見送られました。その理由について、ことしの3月の議会において、教育委員会の当時の事務局長の答弁としては、この施設を改めて活用、そして改修方法について検討を進めているということで、改めて改修して、どうこれを活用していくことについて検討をしているということで、解体撤去をやめたというふうに言われています。当時の企画部長についても、基本的には同じような答弁をされているわけではありますが、このように言っています。

もう少し地域の方の御意見も聞きながら、もう少し時間をかけて利用方法について検討したいと。こういう理由で取りやめをされたわけでありましてけれども、それ以降、4月からとしても半年以上

になるわけでありませけれども、この間、どういう対応をし、あるいはどういう取り組みをしてきたのか、そしてそういったことを踏まえて、今後これについてどう検討を加えていくのか、どういう方針でいくのか、このことについてお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、生涯学習施設ながみねの御質問にお答えいたします。

昨年度、予算が見送られた理由につきましては、議員の御質問のとおりでございます。市といたしましては、地域住民の強い要望に対応するため、地元自治会長との意見交換を初め、岐阜高専との連携を行いながら、現地視察や利活用につきまして検討するとともに、岐阜高専から旧長嶺小学校の保存・活用についての御提案をいただいております。

その提案内容につきましては、地域の思い出や地域シンボル等の役割があることから、新しい機能を持った新施設としての利活用を図るため、地域でのワークショップ等を通じまして、市民と行政がともに考え、自分たちで手をかけ育てていくことが大切である。また、そうしたことから修繕・補強を行うことで、建築物の寿命を延ばして活用していくことが可能であるということございまして、再生計画策定のプロセスへの参加協力、また専門的技術の提供など、岐阜高専からの支援ができるという御提案でございました。

また、このほか、県がことしの5月に実施いたしました過疎集落におけるアンケート調査の結果も踏まえまして、今年度地元自治会長により、旧長嶺小学校校舎の活用方法について調査・研究することを目的といたしました打合会が開催されまして、旧長嶺小学校下の各自治会の代表者の方、また岐阜高専、地域おこし協力隊、市職員の政策研究グループなどで構成いたします旧長嶺小学校まちづくり協議会を設立するというにしております、日程調整を行ってまいりました。その結果、今月20日に設立会議を開催されるということになっております。

今後につきましては、この協議会におきまして市民協働によるワークショップを開催しながら、地域活動の維持、また強化を図り、いつまでも住みやすく、住み続けられるという地域づくりを調査・研究しながら、提案された活用方法によりまして、今後の方向性を決定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

この問題について、今回また改めて質問しなければならないというのは、3月議会で高田議員から質問がございました。このことについて、解体撤去の予算を組んで、それ以降1年間、何も報告がないまま、いきなり今度はもう方針変更だというやり方についてはおかしいのではないかという

ことで質問がありました。その後、私も続けて同じような質問をさせていただいたわけでありませうけれども、3月にそういうようなことがあって、今回も質問をしましたので今みたいな話が出ました。質問しなければ、またこのまま3月に何かがあるかどうかは別にして、少なくとも3月まではほとんどこの件についての話はなかっただろうというふうに思います。

私は、解体するのがいいのか、あるいはうまく利活用できるのであればそのほうがいいのかということについての判断は申し上げませんが、ただ、どちらにしても一旦壊すよということをやって、それを方針転換するのであれば、やっぱりそのことについては随時議会に報告するなりして、やっぱり確認し合ってやっていくというのが筋だと思うんですね。そのことについて、やはり3月議会においても、市長も議会軽視と言われれば、そのことについては認めざるを得ないというような発言をされておりますけれども、やっぱり今回についても、こちらから質問するだけではなくて、過去の経過がありますので、全く新しい話であれば別として、前の経過を踏まえてやっぱり議会に対しても、今、こういう状況になっているということについて、お互いに確認し合いながら物事を進めていくということが一番必要だというふうに思っていますが、その点についての今後の方針も含めて、長嶺小学校をどうするかという方針については今聞きましたので、議会との絡みについての今後の対応について、改めてお伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

再質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

先ほど御説明いたしましたように、まちづくり協議会の中で、それぞれ検討させていただくということにしております。その検討結果の経過につきましても、経過が変わってきたというような状況がございましたら、その都度また御報告をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

念のために、老婆心ながら申し上げますが、全体として、例えば全員協議会をやるとか、議会があるとかいうことで寄る機会が当分何カ月もないようなときには、文書でも、こういう状況に今なっていますよという報告ぐらいは最低限どこかで、物によってはやっぱりする必要あるだろうと思いますので、そういったことも念頭に置きながら、議長とよく相談しながら、漏れがないように、半年、1年たって、いきなり全く違う方向を出されるというようなことがないように対応してほしいということだけ申し上げておきます。

では、3番目に入ります。保育料等の見直しについてということであります。

行財政改革大綱実施計画の中で、保育料などの値上げが示されておりました。実際には、今年度は



見送られたわけでありませけれども、今の社会状況、経済状況から考えて、今以上の負担増、特に若い世代に対する負担増は避けるべきだというふうに私は考えています。この問題についての今後の市としての方針、考え方について伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

第2次本巢市行財政改革大綱実施計画により、保育料の負担につきまして、見直し、または改定となっておりますが、現在、本巢市におきましては、3園を建設、また計画中でありまして、それも平成25年度には完了する予定でございます。その後につきまして、現在、市が検討をいたしております幼保一体化、つまり幼児園化にあわせ、負担金等の統一化も視野に入れた保育料等の見直し、また改定を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

一般的に行政用語なのかどうかは別にして、見直しというと大体値上げをするというのが多いんですが、今回については、今の答弁の中で、幼保の一体化をする中で、今は幼稚園、幼児園、保育所それぞれ若干形態が違って、必ずしも均衡がとれていないということで、幼保一体化を進める中で均衡をとっていくということで、均衡をとるということは、見直しと言いながらも、本来の見直しという意味で、上げる前提とか下げる前提とかいうことでなしに、やっぱりそういう、いわば白紙の状態と言うとおかしいですけれども、とにかく均衡をとるということから、上がる場合もあるかもしれないし、下がる場合もあるかもしれないというふうに理解しておけばよろしいでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

今、議員言われましたとおりでございますが、一応先ほども言いましたが、統一化を図るという意味で、市内の8園につきましては一応白紙の状態といえますが、また1からということで見直しをかけるという意味でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

結構です。

じゃあ、4番目に移ります。

4番目は、再びいじめ問題に関連してということになりますけれども、今回はちょっと視点を変えて、子どもの権利条約というのがございます。子どもの権利条約というのは、1989年に国連総会で採択をされ、90年9月2日に発効しています。日本は、1994年4月22日に批准をいたしました。そして、翌月の5月から効力が生じているわけでありまして。

正式名称としては、日本の場合は「児童の権利に関する条約」というふうに言っておりますけれども、通常は「子どもの権利条約」というふうに言っておりますので、その言い方で申し上げますけれども、子どもの権利条約の中身を言っていると時間がかかりますので簡単に申し上げますと、一番メインは第3条の第1項で、いろんなことを考えていく上に当たって、子どもの最善の利益が主として考慮されるべきだという、子どもの最善の利益ということがこの子どもの権利条約の大きな柱になっています。そうした上で、子どもの表現の自由、あるいは意見表明権とか、いろんな子どもの権利を定めています。全部で54条ありますが、そして一番最後に、締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束するという項目があります。こういったことを念頭に置きながら質問をしたいと思っております。

この子どもの権利条約をやっぱり教育の現場で生かしてほしいということで質問をするわけですが、どの子どもも安心して教育を受ける権利、あるいはいじめを受けない権利があります。それを保障するために、行政や公教育、社会がどういう立場で何をなすべきか、このことを子どもの権利条約がうたっているわけでありまして。可児市では、いじめ防止条例を制定しましたが、その中でパブリックコメント等やって、子どもの権利とはという質問がありまして、それに対する答えとして、児童の権利に関する条約の精神を踏まえ規定しているという回答をしています。すなわち、子どもの権利条約をもとに、いじめ防止条例を制定したというふうに言われています。いじめ問題を考えるときに、改めて子どもの権利条約を教育の現場に、また地域社会に定着させていくということが大切ではないかというふうに考えておりますが、教育長のお考えをお伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、いじめ問題についてでございますけれども、いじめ問題につきましては、私は行き着くところ人権問題である、そういうふうに捉えているところでございます。その解消に当たりまして、やはり大事なことは、互いの違いを認め合い、そして尊重し合って、ともに生きていくことを大切にしようとする一人一人の人権意識を高めていくことがとても重要なことである、そういうふうに捉えているところでございます。

ただいま子どもの権利条約のお話もございました。議員御指摘のとおりだというふうに思っておりますし、このいじめ問題でございますけれども、子どもの人権侵害に当たる深刻な問題であると

いうふうに思っております。学校、そして保護者、地域の方々も含め、社会全体の大人が子どもの人権を守り、健やかな育ちを見守る体制をつくっていかねばならないと思っているところでございます。そのため、本巢市でございますけれども、この夏に2日間研修の時間を設けまして、市内の全部の小・中全ての学校職員に対しまして、いじめ研修を行ったわけでございますが、その中でも、子どもの権利条約の精神でございます子どもの基本的人権、これの再確認をするとともに、その人権を守る教師の責務につきまして研修を深めたところでございます。

今後でございますけれども、学校を通しまして、保護者や地域の方々に対して、啓発をすることも努めてまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

文部科学省の人権教育の指導方法等のあり方についてというのがありますけれども、これは比較的最近のものでありますけれども、その中で第2章第2節第1項で、人権教育の内容構成という部分がございます、そこを見ておきますと、その中で参考例というのが書いてあります。

知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例ということで、3点参考例を挙げています。

1つは、社会科等の授業で人権にかかわる題材を扱う際に云々という、2番目に総合的な学習の時間、特別活動及びその他のあらゆる学習の機会を活用して、世界人権宣言や児童の権利に関する条約等の人権関連の条約等を教材として使用することも有効な試みであると。条文の中で、それぞれの小学校1年生から中学校3年生までいろいろありますので、発達段階や児童・生徒の実態に照らして適切なものがあれば、それを適宜取り上げるといようなことで、そうした活動を通じて、自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるのか、こういったことについて実践的な、具体的な事柄についても、発達段階を踏まえて学習内容に組み入れるというふうに例としてあります。

3つ目の例は、外国語の時間に例えば世界人権宣言や児童の権利条約等の日常英語版テキスト等を教材として活用するということがあります。この外国語の問題につきましては、私も見ておまして、正直言って中学校には非常に難しいだろうというふうには思いました。ですから、今2番目に申し上げました総合的な学習の時間等を活用して、この子ども権利条約の全文でなくても、その子どもの状況に応じた、あるいは発達段階に応じた内容についてきちんと知らせていく、一番最初に申し上げたように、子ども権利条約の一番最後に、成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束するという、これは国としての国際的な約束をしているわけですね。だから、子どもたちにも、やっぱり子どもの権利条約ということについて、その発達段階に合わせた知らせ方をきちんとしていく必要があるし、かつて日本が批准したころ、小学生向けの子どもの権利条約の説明・解説書、中学生向けの、高校生向けのとそれぞれありました。今でもどこかにあると思いますけれども、そういった形で、それぞれに合わせたやり方できちんと位置づけて、特にここで言われているよう

な総合的な学習の中でというのが適切だろうというふうには思いますけれども、方法は別にそれぞれお任せするにしても、ぜひこれは積極的に取り入れて、子どもたちのみずからの権利、あるいは相手の、他者の権利、そういったことについてもきちんと理解できるような教育をやってもらえればというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

ただいま議員のほうからお話がありましたように、子どもたちが自分たちの権利をきちんとまず認識するという。そして、最後にお話しいただいたわけでございますけれども、大人も含めて子どもたちの権利を守ること、このことをきちんと認識することというのは非常に大切なことだと私も思っているところでございますし、また、お話ございましたように、子どもたちに認識させるに当たって、ただいま3つの観点からお話をいただいたわけでございますが、当然社会科の教科書、そして、これは社会科の教科書の中では歴史も含めて、人権、これは憲法できちんと書かれているわけでございますけれども、それを守っていくのは、そして保障していくのは、自分たちの取り組みなんだということも含めて学習しておるわけでございますが、さらに人権問題の教材の活用、これは総合的な学習とか特別活動でというお話もいただいたわけでございますので、今の指導方法につきまして、さらにいじめの問題がこれだけ大きな問題になっているわけでございますので、その方面からのアタックの仕方を真剣に考えてまいりたいと、そんなふうに思って聞かせていただいたところでございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

ぜひ、いろんな形でこれを教育の場で、現場に生かしてほしいというふうに思っています。

もう1点ですが、先ほども紹介しましたように、可児市ではいじめ防止条例をつくりました。子どもの権利条約に関連しまして、子どもの権利条例をつくった当時、つくった自治体もあります。岐阜県で言うと、当時多治見市でしたかね。あそこが子どもの権利条例というのをつくりました。今回、いじめについては可児市が条例をつくったということで、このいじめのない社会をつくらうといった理念を、市民全体のもの、市民全体で共有しようということで宣言をしたということで評価をされています。

ただ、正直言って私はこれを条例化するのがいいのか、あるいは宣言をするのがいいのか、どういう形が、これが一番いいんだというふうにまだ言い切れませんけれども、いずれにしても、今申し上げたように、市民に、やっぱり行政としても教育委員会としても、いじめについてはこういうふうに考えているんだと、こういうふうに対応するんだということをやっぱり宣言するということ

自体にはやっぱり大きな意味があるんじゃないかというふうには考えておりますが、その点についての教育長のお考えをお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

可児市のいじめ防止条例について、今、自分でということでございますので、このいじめ防止条例につきましても、可児市、そして学校、そして保護者、市民、全ての大人が子どもの人権を守って、見守るという決意を示したものでございまして、そういう面からいきまして本当に価値のある取り組みであるというふうに捉えているところでございます。

本巣市におきましても、学校、家庭、地域の全ての大人が責任を持ち、子どもを見守る体制をつくっていかしている点では全く同じ構えでございまして、現在、学校、家庭、そして地域がそろって具体的な動きをつくり出すこと、このことに取り組んでいるところでございます。

まず学校では、毎学期でございませけれども、いじめについてのアンケートを実施する。そしてアンテナを高く張る、そして全教職員が一丸となって早期発見、早期対応に取り組もうとしておりますし、保護者や地域の方々には、いじめ発見チェックシートを配付させていただきまして、子どものささいな変化も見逃すことなく、丁寧に様子を見守っていただき、学校への連絡に努めていただいているところでございます。

今後につきましても、こうした具体的な取り組みを着実に進めていくことによりまして、学校、家庭、地域の全ての大人が連携して、子どもの人権侵害を防ぐ体制づくりに努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

こうした問題については、条例をつくって宣言をすればそれでいいという話ではありませんので、ただ、教育長の話にもありましたように、可児市でこれができる背景としては、さまざまなPTAなり、学校なり、保護者なり、いろんな方たちの思いとか動きとかがあって、そういった上ででき上がっていったというふうに思っています。ですから、単に一方的につくればそれで済むという話でもないで、今、教育長が言われたような具体的な行動を通じて、さらに必要性が生じてくれば、さらにこういったことをやるのが有効だということがいろんな声で出てくれば、そういった段階でまた考えていただければというふうには思います。

だから、ただ常にこういったことがあるんだということについては、そういった関係者にもきちんと理解をしてもらいつつ、ともに考えていくという形で進んでほしいというふうに考えております。これは、それで結構です。

以上で終わります。ありがとうございました。

#### 散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月19日水曜日、午前9時から本会議を開会いたしますので御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

